

『県民活動促進基本計画改定小委員会』の審議報告

1 審議の内容等

第1回：平成19年6月18日（月）第1回審議会終了後に開催

- ・委員長及び副委員長の選出
- ・小委員会審議スケジュールの説明

第2回：平成19年7月19日（木）

- ・基本計画改定の基本方針、骨子、論点の審議……今回改定における改正点を整理

第3回：平成19年9月5日（水）

- ・基本計画改定（案）の審議……計画改定案の文案を整理

第4回：平成19年10月29日（月）

- ・基本計画改定（案）の審議……パブリック・コメントに向けての中間案を取りまとめ

第5回：平成20年2月5日（火）

- ・基本計画改定（案）の総まとめ

2 審議の参考資料

- (1) 県民活動団体との意見交換会での意見の概要…………… P 1
- (2) 企業担当者との協働推進ラウンドテーブルでの意見の概要…………… P 5
- (3) パブリック・コメントによる意見の概要…………… P 7
- (4) 計画改定小委員会での審議の概要…………… P 12

「山口県県民活動促進基本計画改定小委員会」委員名簿

任期：平成19年6月18日～平成20年5月31日

分野	氏名	役職・所属等
学識経験者	(委員長) 横田 尚俊	山口大学准教授
県民活動団体代表	(副委員長) 山田 節子	宇部市民活動センター「青空」センター長
県民活動団体代表	福森 宏昌	NPO法人シニアネット光代表
県民活動団体代表	高見 早苗	山口ケニアを知る会代表
事業者代表	杉山 芳文	(社)萩青年会議所理事長
公募	畑山 静枝	ヒュッテ桂谷ランプの宿マネージャー
公募	藤原 めぐみ	きらめき21事務局

(1) 県民活動団体との意見交換会での意見の概要

〔実施時期：平成19年10月、開催地：県内6地域、参加団体数：42団体〕

(ア)「県民参加のための環境整備」に関すること

意見の種類	意見の概要	意見に対する県の考え方、対応等	備考
団塊の世代等シニアの社会参加活動への促進について	リタイアした人を県民活動にどのように参加させるかが課題である。 ある企業で退職予定者を対象に、退職後の地域活動を促す講座を行っている。このような取り組みが必要と思う。	団塊世代等シニアが社会参加活動へ参加するための支援体制の整備は重要だと考えており、改定計画に盛り込む。	第5章1(1)
県民への情報提供、普及啓発について	県民活動などに関心がない人にどう関心を持ってもらうか。祭りなどで市民に活動のパンフレット等を配るなど、多くの人の目に触れる機会を増やす等をすると活動が見えてくる。	県民活動参加のための県民への情報提供、より効果的な普及・啓発が必要と考えている。	第5章1(1)
企業の社会貢献活動への参加促進について	企業で社会貢献活動をやっているにもかかわらず見えてくれないという話があり、そういう情報を発信できる仕組みを作ること考えるべきではないか。	企業(事業者)の社会参加活動への更なる参加の促進を図っていくための環境づくりが必要と考えており、改定計画に盛り込む。	第5章1(4)

(イ)「自主的・主体的活動の向上、促進のための環境整備」に関すること

意見の種類	意見の概要	意見に対する県の考え方、対応等	備考
県民活動団体のスキルアップ・人材育成について	・今は有償ボランティアという時代の流れもあり、有償になるとそれなりのレベルは求められる。 ・県民活動団体の全体の底上げと同時にそこそこ頑張っている団体をジャンプアップさせる取組がほしい。 ・若い人が入ってきて活動してくれるように人材育成が必要である。	団体のレベルアップのための、人材育成やマネジメント能力向上のための研修の実施は重要と考えており、人材育成に取り組んでいる各機関が相互に連携して参加者の便宜を図る等参加者が利用しやすい研修の実施について改定計画に盛り込む。	第5章2(2)

意見の種類	意見の概要	意見に対する県の考え方、対応等	備考
活動場所の確保について	行政にはお金というより活動場所の提供をお願いしたいと思っている。また、夜遅くまで利用できるようにできないものかと思う。	県民活動を行う上で、その活動の拠点となる場所の確保は重要と考えており、地域における場所の確保策の検討などを改定計画に盛り込む。	第5章2(4)
交流機会の提供、ネットワークの形成について	団体間の連携をとる方法はないか。同種の団体と交流することにより、同じ悩みを共有でき、解決方法を一緒に考えたりすることができる。県レベルで組織があるものもあるが、そういうものがない分野で同種のNPO団体間で横のつながりがもてるようにネットワーク化ができたらいいと思う。	県民活動団体が相互に交流を図り、連携・協力しあうことは、活動の幅を広げ、活発化するために効果的であると考えており、県内で同種の活動を行う団体の分野別ネットワークの構築などを改定計画に盛り込む。	第5章2(5)
NPO法人情報等の発信について	市民がNPO法人を監視・評価できるよう、法人の情報開示がスムーズにいくようにしてほしい。事業報告書など、NPO法人の情報公開について検討して欲しい。	県民活動への参加促進を図り、また、事業者、行政等多様な主体との協働の推進を図るためにも、特定非営利活動促進法に基づき県が収集したNPO法人に関する情報については広く県民に提供する必要があり、県民活動に関する情報提供機能の更なる充実について改定計画に盛り込む。	第5章2(7) 第5章3(8)
中間支援団体の育成・支援について	中間支援団体や支援拠点が市民活動を支えるのに大きな役割を果たしていると思う。行政の理解により、中間支援団体ができることは沢山ある。	中間支援団体は、行政や既存の県民活動支援機関ではカバーしきれない部分の支援など、県民活動の促進に重要な役割があり、中間支援団体との連携の強化と育成が重要と考えており、これについて、改定計画に盛り込む。	第5章2(9)
県民活動支援センターでの研修の充実について	団体をこれからどう育てていくか考えたとき、地域の支援センターでは指導者養成などの研修を行ってほしい。市町域の支援センターでは、レベルの高い研修を行うことが難しい状況にはある。助成金申請等の研修の充実もお願いしたい。	中核的な県民活動支援拠点である「県民活動支援センター」の機能の強化と充実は重要であり、役割の考え方や機能の強化・充実について改定計画において整理する。	第5章2(10)

意見の種類	意見の概要	意見に対する県の考え方、対応等	備考
県民活動支援センターときらめき財団の連携について	県民活動支援センターのように現場と触れあっているところと、きらめき財団のようにお金の管理的な部分で現場があまり見えていないところとのリンクが深まっていくと助成の方等ももう少し深まっていくのではないかと思う。	県民活動支援拠点の整備と機能の充実は、自主的・主体的な県民活動を促進していく観点から重要であると考えており、中核的な県民活動支援拠点である「県民活動支援センター」と「きらめき財団」の役割の考え方や機能の強化・充実について改定計画において再整理する。	第5章2(10)
市民がNPO法人等に寄附する仕組みについて	助成金等に頼るとそれがなくなったときに活動が停滞したりするので、そういうものに頼らずに、NPO団体が自由に使えるような寄附システムができたらいいと思う。	財政基盤の確立は大変重要であることから、資金を確保する多様な仕組みづくりについて引き続き研究していく。	第5章2(11)
NPO法人化の促進について	県民活動団体の基盤強化に向けたNPO法人化の促進とあるが、ただ数だけを増やせばよいと、とらえられないように言葉の使い方に注意すること。	任意団体のNPO法人格取得により、団体としての組織基盤の強化が図られ、NPO法人自らが活動の幅を広げたり新たな展開を図ることが可能となるなど県民活動全体の基盤の強化につながることから、法人化について促進を図っていくこととしており、改定計画においても、NPO法人に対するサポート体制の充実等とあわせて盛り込む。	第5章2(14)

(ウ)「県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進にむけての環境整備」に関すること

意見の種類	意見の概要	意見に対する県の考え方、対応等	備考
<p>県の協働事業について</p>	<p>県の事業募集があったので、応募し、実際に、委託を受けたのだが、県からは、実施後すぐに、数字で結果を求められたので、もう少し余裕を与えて欲しかった。また、行政も委託する場合、ある程度の中身の仕様書は必要であると思うが、あまりがちがちな仕様書でせざるように、ある程度自由な形で委託できないものかと思う。行政と仕事をする場合、企画段階から参加できるようにしていただけたらよりお互いの理解も深まるし県民活動団体の知恵も生かせると思う。県と協働で事業を行う場合、県が全額をやってしまっただけでは何のノウハウが残らなかった例もある。いきなり大きなお金だと大変だが、自分たちで回せる範囲内のお金であれば、ノウハウの蓄積もでき、力も付けられると思う。協働事業をどのよう具体化するかが、という部分で、ラウンドテーブルから協働事業を生み出していく方向が打ち出せて、実現していければよい。</p>	<p>県民の多様化するニーズにこたえ、そのニーズに沿ったサービスの提供を行うためには、行政のみでは十分な対応が難しくなってきたため、専門性や柔軟性、機動性などの特性をもつ県民活動団体等との協働の推進が必要であると考えており、県事業における推進について、改定計画において改めて整理する。</p>	<p>第5章3(5)</p>
<p>企業との協働の推進について</p>	<p>企業に働きかけて退職前の団塊世代をボランティア意識を持たせ、若年世代を巻き込む等、企業と行政、県民活動団体と行政は、結びつけるかを考えて欲しい。多面的な協力が進むようにしてほしい。</p>	<p>地域社会を構成する県民、県民活動団体、事業者(企業)、地域団体、学校、行政等多様な主体が連携、協働して地域課題の解決等に取り組むことにより、「県民力」、「地域力」を高めていくことが重要であると考えており、「県民活動団体と事業者、行政等多様な主体との協働の推進」の項目で整理する。</p>	<p>第5章3(8)</p>

(2) 企業担当者との協働推進ラウンドテーブルでの意見の概要

ア 開催日時及び場所

・平成19年10月30日(火)13:30~16:30、山口市「パルトピアやまぐち会議室」

イ 出席者

・企業担当者 5企業(5名)

マツダ(株)防府工場、積水ハウス(株)山口工場、中国労働金庫山口県営業本部、富士ゼロックス山口(株)、東洋鋼鈹(株)下松工場

・NPO法人等 6団体7名

・県、県民活動支援センター、きらめき財団、県社協ボランティアセンター 8名 計 20名

ウ 概要

・企業担当者から社会貢献活動の取組状況を説明

・意見交換

意見の種類	意見の概要	意見に対する県の考え方、対応等	備考
社員等への社会貢献活動の普及啓発について	<p>同じ企業であっても本社が財団を持って社会貢献活動をしていることを地方の工場の職員は知らないということもある。また、工場のある地方では、地元と一緒に清掃活動をするなどその地域での動きはしている。企業の中での社会貢献活動に対する社員の理解はまちまちである。</p> <p>社員への社会貢献活動を普及啓発させるとき、トップの理解は大事。日頃から社員には、メールやグループウェアで活動状況を紹介している。賞をもらったときなどは社員に見せると理解が深まるようである。</p>	<p>意見に対する県の考え方、対応等 県民活動に関する研修等の実施や参加について事業者や労働組合の協力を求め理解を促進していくこと、また、企業等のイメージアップにつながる取組を進めることにより事業者の参加拡大を図っていくことを、改定案に盛り込む。</p>	<p>備考 第5章 1(4)</p>
地域での清掃活動について	<p>地域で清掃活動を行う場合、場所が偏らないように、清掃場所を移動したりしている。その場所については、担当部署レベルで決めている。あるいは、市と連携がとれている場合は、市の活動に則した場所を選んでいる。単独でやるよりは行政やNPO等と協働して実施できれば相乗効果は大きいと思う。</p> <p>また、地域に溶け込むために、数年前までは、会社単独でやっていたのを、労使共同しているいろいろなところに声をかけて活動に参加してもらった。活動に参加された人が来年も参加してくれるようにと、活動の結果の写真を送ってあげるようにしている。</p>	<p>事業者の県民活動への積極的参加と、支援が促進されるように、市町、県民活動支援機関等と連携して環境づくりを進める。</p>	<p>第5章 1(4)</p>

意見の種類	意見の概要	意見に対する県の考え方、対応等	備考
<p>企業情報の提供や団体情報の公開によるマッチングについて</p>	<p>企業の情報が十分に、一般県民に伝わっていない。一方、県民活動団体の情報も県や企業に伝わっていない。いろいろな思いがマッチングできるような仕組みが必要である。プラットフォームなり、マッチングさせるコーディネーターなりが必要である。</p> <p>NPOにもいろいろな団体があり、企業にもいろいろな団体がある中で、どのように接点を見つけていくかが大事である。</p> <p>企業が何かやりたいと思ったときに、インターネットで信用できるNPOを検索できるシステムがあるとよい。あるいは、よく知っているNPO法人を紹介してもらうなどすると安心できるし、物事がスムーズに進んでいくと思う。</p> <p>社協の方からも県民活動団体の情報をチラシとしてもらうが、書いてあることは分かるが、実際の中身や内容はチラシだけでは伝わってこない。</p>	<p>事業者による社会貢献活動と県民活動団体の活動がよりよくマッチングできるように、社会貢献活動に取り組む事業者の情報提供や県民活動団体の情報公開を支援するシステムの整備を図ること、また、これらの機能も活用し、コーディネート機能の整備充実を図ることを、改定案に盛り込む。</p>	<p>第5章 2(7) 3(8)</p>
<p>企業の担当者との交流の活発化について</p>	<p>企業側の担当者も積極的にNPO団体のなかに入ってきて欲しい。</p>	<p>相互理解を深め、より効果的な協働事業の実施が可能となるように、企業側の担当者を交えて協働推進ラウンドテーブルを実施することを改定案に盛り込む。</p>	<p>第5章 3(8)</p>

(3) パブリック・コメントによる意見の概要

〔実施期間：平成19年12月26日～平成20年1月25日、意見件数：20件〕

ア 「県民参加のための環境整備」に関すること

意見の種類	意見の内容	意見に対する県の考え方、対応等	備考
新しい形のボランティア活動の推進と支援	高齢者や障害者の方がいざというときに携帯電話が使えるように、その操作を教える携帯電話ボランティアなど、新たに必要性が生じている新しい形のボランティア活動を行っている人を発掘したり、活動を支援することが県民活動(ボランティア活動)の推進につながる。	御提言の通り、新たなニーズに対応する県民活動分野への参加の促進を図るためには、県民活動の情報を広く県民に紹介し、理解と関心を深めることが大切と考えている。 このため、改定案では、新たな県民活動分野への参加が促進されるよう、市町及び県民活動支援機関等と連携して、活動の普及・啓発を推進する。	第5章 1(1) 2(1) (2)
社会参加活動並びに県民活動の意欲の増進	精神障害者の正規雇用の促進につながるように、社会参加活動並びに県民活動の意欲の増進を目指すこと。	改定案では、障害のある人などの社会参加活動の促進に向けて、広報の方法、相談体制を工夫する。	第5章 1(1)
企業のCSRの取組	企業のCSRの取組は、大手企業を中心に都心では、盛んに取組が行われているが、地方にある中小企業では、CSRの取組について学習する機会も少なく、取組が進んでいるとは言えない状況である。しかし、地方の中小企業といえどもCSRの取組は避けて通れない重要な課題であり、企業の将来、経営を左右すると言える。企業のCSRの推進は、企業自らが取り組むことだが、情報提供等、CSR促進のための環境整備が必要である。	CSRに基づく事業者の県民活動への積極的な参加と支援への期待は高く、地方における中小事業者の取組も含め、このための環境づくりは計画改定の重要な柱と位置づけている。	第5章 1(4)

イ 「自主的・主体的活動の向上、促進のための環境整備」に関すること

意見の種類	意見の内容	意見に対する県の考え方、対応等	備考
中間支援組織による継続的な研修の実施について	<p>県民活動を推進していくためには、県民活動についての理解や知識を深めていくことが大切であり、そのための研修や学習機会が継続して提供されることが重要である。その研修の実施を中間支援組織が担うことで、中間支援組織のレベルアップにもつながる。こういった研修が継続して実施できる資金的支援体制が整備されることを望む。</p>	<p>御意見の通りであり、「人材育成やマネジメント能力向上のための研修の実施」及び「中間支援団体の充実と連携」において御趣旨を反映している。 このような研修が継続してなされるための支援のあり方については検討する。</p>	<p>第5章 2(2) (9)</p>
交流機会の提供等による多様なネットワークの形成	<p>「交流機会の拡大や情報交換の場の提供によるNPO等県民活動団体の分野別のネットワーク構築」とありますが、単なる交流機会の拡大や情報交換の場を提供するだけでは、ネットワークの構築は困難だと考えます。 このため、交流機会の拡大や情報交換を目的とした場ではなく、目標や共通課題ごとの場をつくっていき、その中で交流や情報交換を図るべきではないでしょうか。なお、分野別のネットワーク構築の場合、その分野の種類設定が必要であり、それがないと構築のための事業展開ができないと思います。</p>	<p>県民活動団体が相互に交流を図り、連携・協力しあうことは、活動の幅を広げ、活発化するために効果的であり、県内で同種の活動を行う団体の分野別ネットワークの構築は必要であると考えている。 県民活動団体のネットワーク形成にあたっては、目標や共通の課題を相互に認識し解決を図っていく具体的な活動が必要と考えており、改定案では、その趣旨を盛り込んだ記述とする。</p>	<p>第5章 2(5)</p>
情報ネットワークシステムによる情報提供の充実	<p>「情報ネットワークシステム」との記述がありますが、これは、どのようなシステムなのかがわかりません。インターネットを活用した山口県県民活動スーパーネットを指すのでしょうか。また、オールドメディアを含めた様々な媒体による提供システムを指すのであれば、どのような提供方法で構成されたシステムなのでしょうか。具体的な内容がないと、どのようなシステムかがつかめません。</p>	<p>県では、「山口県県民活動スーパーネット」を拡充するとこととしており、改定案について具体的な内容を記述する。</p>	<p>第5章 2(7)</p>
県民活動支援機関等の役割の確立及び相互の連携	<p>「県民活動センターネットワーク会議」について、市町の担当課も積極的に参加するように、市町の担当課も構成に加えてはどうか。</p>	<p>「県民活動センターネットワーク会議」は、県民活動の推進やネットワーク形成に関する県民活動支援センターと市町の支援センター間の情報交換・情報提供、連携・調整等を行うものと位置づける。 この会議での内容について市町の担当課に情報提供するなど、市町との連携強化にも努める。</p>	<p>第5章 2(8)</p>

<p>県民活動支援拠点の機能の強化と充実</p>	<p>「インターネット等を活用したコーディネートの実施」とありますが、コーディネートは、単にマッチング(組み合わせる)だけではなく、『需給調整機能、情報提供機能、養成教育機能、相談援助機能、調査研究機能』のような機能を持ち、これらを総合的に行う人を指して、コーディネーターと呼ぶものであると認識しています。 インターネットを活用する場合には、これらのコーディネート機能の確保が相当困難ではないかと推測していますが、実施若しくは想定されているコーディネートとは、どのような機能なのでしょう。 また、コーディネートという言葉の解釈の違いによる誤解を生じる可能性があるため、本計画におけるコーディネートの考え方や機能についての記載が必要ではないでしょうか。</p>	<p>コーディネートには、県民活動団体と行政、事業者等の協働を進める上で、重要な機能があると考えており、インターネットの活用等について記述する。</p>	<p>第5章 2(10)</p>
	<p>「NPO法人を指定管理者にすることで、ニーズに応え、より質の高いサービスの提供が可能」とありますが、NPO法人が指定管理者であれば、全てにおいてニーズに応えられ、全てにおいて質の高いサービスが提供できるものとは考えられません。 これは、サービスの質の高低ではなく、行政とNPO法人の組織の特性とノウハウの違いによるサービス内容の違いではないのでしょうか。</p>	<p>NPO法人としての活動実績を活かしたノウハウの活用を期待しているものであり、その記述を追加する。</p>	<p>第5章 2(10)</p>
<p>県民活動団体への財政支援</p>	<p>「認定NPO法人制度を勧める」とありますが、勧めるという行為のレベルがわかりません。単に制度紹介だけであれば、「勧める」ではなく、「情報提供」が妥当ではないでしょうか。なお、認定NPO法人制度は、国税の優遇措置であって、県行政の財政支援とは異なると思われるので、県行政の基本計画に、あえて本制度だけを記載すべきなのでしょう。</p>	<p>認定NPO法人制度については、認定NPO法人への寄付金控除等の税の優遇措置及び認定NPO法人自身に対する税の優遇措置も認められることから、NPO法人の活動資金を外部から受け入れやすくするなどNPO法人の財政基盤の強化に有効であると考えて改定案に記載している。</p>	<p>第5章 2(11)</p>

ウ 「県民自治の視点に立ったパートナーシップの確立と協働の推進に向けての環境整備」に関すること

意見の種類	意見の内容	意見に対する県の考え方、対応等	備考
協働の理解について	<p>協働に関しては、第4章で詳しく述べられていますが、比較的新しい概念であるため、まだ十分に浸透しているとは思えません。協働の必要性は言うまでもありませんが、「まず、協働ありき」と誤解されやすく、協働することが目的となってしまう場合が多い。よく言われるように1+1が2以上の結果が期待される場合に協働すべきだということ、及び協働はよりよい成果のための手段の一つであるということ、基本計画の中でも繰り返し明確にしておかれた方がよいのではないかと思います。</p>	<p>本計画では、第4章の基本方針の中で、協働の定義、協働の必要性、協働によって期待される効果を整理して記述している。 また、第5章においても協働に関する職員の理解の促進や協働に関する研修、公開講座の充実について盛り込んでいる。</p>	第5章 3(3)
協働に関する職員の理解について	<p>県民活動やNPO法人に対する行政職員への理解を深めるために、望むべくは、抽象的に「もっと県民活動・NPOへの理解を！」というだけでなく、その理解の深化を動機付けるため、「(自分たちの職務である)県政・市政の充実化という課題を解決するためにも、県民活動団体やNPO(とパートナーシップを取ることはその手段として有効な力となりうる)」ことを意識付けるよう各所への啓発を進めていただきたく思うところです。</p> <p>協働を進めるためには、協働の相手となる行政職員の協働についての理解が大切である。そのための職員研修を、行政自らが、初級・中級職員研修といった各期において継続して実施していくことが大切である。</p>	<p>行政職員の協働に関する理解の促進のための職員研修の充実、及び「県民活動団体との協働に関するガイドブック」を活用し、協働に関する共通理解を図り、積極的な協働の取組を推進することを盛り込んでいる。</p>	第5章 3(3) (6)
協働の推進に向けての情報公開の仕組みづくり	<p>協働の促進に向けては、NPO法人や県民活動団体の情報が広く公開され、協働の相手方に正確に届くことが必要であり、そのためにも各団体の情報がインターネット上に開示され、多くの企業や団体、行政の担当者が閲覧できる仕組みを作ることが大切である。</p>	<p>社会貢献に取り組む事業者の情報提供や県民活動団体の情報公開を支援するシステムの整備について改定案に盛り込むこととする。</p>	第5章 2(7) 3(8)

エ 「その他」

意見の種類	意見の内容	意見に対する県の考え方、対応等	備考
全般	<p>目標・年度別フローチャートについて計画期間終了後、事業評価をされると思います。が、それぞれの項目での目標や年度別フローチャートがないと、単に事業をしたというだけの事業評価しかできず、どの程度のレベルで事業展開したかの事業評価は困難と思われる。このため、別表で基本計画に添付するか、若しくは、基本計画に基づいた実施計画(具体的な事業展開の計画)が必要なのではないでしょうか。</p>	<p>事業評価の目安としては、数値目標等が盛り込まれている方がよいと考えられますが、行政が達成目標の指標を書き込むことは、結果として自立的、主体的な県民活動の妨げになるという問題の起もあり、当初計画策定時も審議会で議論された結果、設定しないこととされた経緯がある。</p> <p>具体的な事業展開や施策評価については、白書の作成・充実を図る中で計画実施上の問題点を抽出し、施策に反映させる。</p>	
全般	<p>第5章で、「検討する」「研究する」との記述がありますが、研究と検討の違いは、何でしょうか。</p>	<p>方向性は定まっているが、その具体化や手法等を模索するものは「検討する」とし、一方、方向性が未だ不明確で整理すべき課題が多くあるものについては「研究する」としている。</p>	
全般	<p>検討・研究の経過・結果報告について検討・研究する項目が多くありますが、誰が、いつまでに、どのように検討・研究を行い、検討・研究したプロセスと結果は、いつ、どのように県民に公表されるのかも記載すべきだと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>計画中で検討、研究するとした項目については、県民活動審議会への報告やホームページへの掲載を通じて、可能な限り、情報提供に努めます。各項目の具体的な期限設定は行いませんが、関係機関とも連携して自主的、主体的な県民活動の一層の促進を図られるよう、検討、研究を進める。</p>	
記述の整理	<p>「県民グループ」との記述がありますが、どのような組織を指すのでしょうか。</p>	<p>「県民活動団体等」と記述する。</p>	
アンケートデータにつて	<p>県民活動団体と企業の協働を進めていくことがこれからは最も必要なことと考えている。第3章のアンケート結果の分析について、県民活動団体と企業との「関わりの内容」や「関わりのきっかけ」などは、ヒントにもなるので「その他」の内容を具体的に記述してはどうか。</p>	<p>企業と県民活動団体との「関わりの内容」については、その他の回答が「施設の提供」と「融資制度の助成」の2点です。また、「関わりのきっかけ」については、その他の具体的内容の記載はありません。</p> <p>今後アンケートを実施する場合は御意見の通り「その他」の部分に重要なヒントが存在する場合もあるので、内容について工夫をする。</p>	第3章 3(1)
新たな課題への対応について	<p>第3章の新たな課題について、この対応については第5章の施策の展開方向で詳しく触れられているため、第3章のところにこれらの対応については後の章に詳述されていることを少し付け加えられていたら分かりやすいのではないかと思います。</p>	<p>新たな課題に対応する施策の展開方向が第5章に後述される旨、記述を追加する。</p>	第3章 5

(4) 計画改定小委員会での審議の概要

ア 第1回小委員会の概要

平成19年6月18日(月)第1回審議会終了後に開催

・委員長及び副委員長の選出………委員長：横田委員、副委員長：山田委員

イ 第2回小委員会における主な意見、審議の概要(基本計画改定の基本方針、骨子、論点について)

意見の種類	意見、審議の概要	改定への対応
団塊の世代への情報提供	生涯現役社会づくり学会は、高齢者や中高年の生きがいづくりや健康づくり、社会貢献活動、就業活動などについて先進的な調査研究や支援活動などを行い、生涯現役社会づくりに寄与することを目的に平成16年11月に設立された団体であり、団塊の世代への情報提供機関として記述して欲しい。	計画改定案に反映 第5章1(1)
団塊の世代への学習機会の提供	団塊世代の大量退職を迎え、団塊の世代等シニアが地域社会を支える地域の担い手として地域住民を支える県民活動を進めるためにも、生涯現役社会づくり学会とも連携して退職前のシニア等に学習機会の提供を行うことが大切。	計画改定案に反映 第5章1(2)
県の各財団の連携について	人づくり財団、きらめき財団など県の各財団等がそれぞれ人材育成等に取り組んでいるが、受講者等の便宜や効率化を図るために互いに連携して実施することを考えてはどうか。	計画改定案に反映 第5章2(2)
国民文化祭やまぐちの成果継承	国民文化祭の成果、実績等について、分かりやすい形で記述すること。	計画改定案に反映 第5章2(2)、第5章2(5) 第3章1(1)ほか
公共施設等の県民活動への活用	公共施設や社団等所有施設の会議室、中山間地域での廃校等、未利用施設を県民活動の場所として、有効活用することを考えてはどうか。 また、美術館ボランティア等公共施設との協働の視点で、公共施設のサービス向上を図りながら活動を発展させていくことで公共施設の活用を図ることも必要。	計画改定案に反映 第5章2(4) 第5章3(5)

意見の種類	意見、審議の概要	改定への対応
情報ネットワークの活用	各支援センターで行われる催しや研修等について、情報ネットワークを活用して、他の支援センターに配信するなど、各支援センターが連携し、効率的に情報交換をすることを検討してはどうか。	計画改定案に反映 第5章2(7)
NPO法人化の促進	NPO法人の認証事務について、県民局で認証可能になったことにより、NPO法人の負担軽減が図られ、利便性も高まっている。設立等のサポート体制を充実して法人化の促進を図る旨の記述としてはどうか。	計画改定案に反映 第5章2(14)
協働のガイドブックの利用対象の拡大	現在のガイドブックは県職員向けであるので、県民活動団体や企業の側で協働を進めるための分かりやすいガイドブックの作成について検討すること。	計画改定案に反映 第5章3(6)
県民活動団体と企業の協働の促進	県民活動支援センターのラウンドテーブル等を活用し、双方の情報交換を促進する必要がある。	計画改定案に反映 第5章3(8)
類似用語の説明の工夫	県民活動支援機関、中間支援団体、県民活動支援拠点と類似の用語が出てくるので、県民がわかりやすいように用語の意味を本文中で補足説明するなど工夫すること。	計画改定案作成に当たって留意

ウ 第3回小委員会での主な意見、審議の概要（基本計画改定(案)について）

意見の種類	意見、審議の概要	改定への対応
図表について	グラフが見やすいものとなるよう、整理工夫すること。	見やすいものになるように整理工夫を行った。 第3章
県民への情報提供と参加意欲の促進	県民活動が地域の担い手としてとれるような表現になっているので、記述を整理すること。（表現の整理）	整理して記述 第5章1（3）
人材育成やマネジメント能力向上のための研修の実施	団塊の世代等シニアの持つ知識・技能・経験の県民活動への活用・伝承等についてももう少し整理して記述すること。	整理して記述 第5章2（2）
協働に関する研修の充実	県と県民活動団体との合同研修を実施するとあるが、市町職員も合同研修を行うような意味あいで記述が盛り込めないか。	計画改定案に反映 第5章3（3）
県事業における協働の推進	協働が進むような仕組みについて、整理して書き込むこと。	計画改定案に反映 第5章3（5）
その他	「住み良さ日本一の県づくり」に向けて等の文言を入れてはいかがか。	整理して記述 冒頭、第1章2、第3章5
全般事項	全体的にインパクトがあり、分かりやすいものにならないか。 改定部分が分かりやすく工夫できないか。	分かりやすいものになるように記述の整理を行った。

エ 第4回小委員会における主な意見、審議の概要（基本計画改定(案)について）

意見の種類	意見、審議の概要	改定への対応
国民文化祭の開催実績について	国民文化祭の開催実績について、人数の表に加えて成果を文章で記述すること。	整理して記述 第3章1(1)
研修の効率化について	研修の効率化について、研修ができるだけ効率的に実施できるようにという意味で記述を整理すること。(表現の整理)	整理して記述 第5章2(2)
団塊の世代等シニアの知識等の活用について	団塊の世代等シニアの知識、技能、経験を研修の講師等として活用、伝承してもらうという部分を整理して記述すること。(表現の整理)	整理して記述 第5章2(2)
分野別ネットワークの構築について	県内で同種の活動をしている団体同士を分野別に組織化する等によりネットワーク化を図っていくことを記述すること。	計画改定案に反映 第5章2(5)
NPO法人化の促進について	NPO法人化の促進について、すべての団体が法人化しなければならないものと受け取られないように少し記述を整理すること。	整理して記述 第5章2(14)
公共施設の運営における県民参画について	公共施設との協働の視点で、公共の施設運営と連動した協働の進め方といったような形の記述とすること。	整理して記述 第5章3(5)
県事業における協働の推進について	協働事業の手順のところは、手順を分かりやすく示すために図で示すなど工夫すること。	分かりやすくなるように整理工夫を行った。 第5章3(5)
全般事項	一般の人が読んで分かりやすいように、文面で分かりにくい部分は修正すること。	分かりやすいものになるように記述を整理することとした。

オ 第5回小委員会における主な意見、審議の概要（基本計画改定(案)の総まとめ）

意見の種類	意見、審議の概要	改定への対応
事業者の活動参加の促進	事業者の活動参加の促進について、事業者も地域の一員として社会貢献活動への参加が期待されていることを記述すること。	整理して記述 第5章1(4)
県民活動支援拠点の機能の強化と充実	コーディネートという言葉は、いろいろな使われ方をする言葉なので、計画上でのコーディネートの記述を整理すること。	整理して記述 第5章2(10)
	アドバイザーとコーディネーターとは役割の違いがあるので、それぞれで記述して整理すること。	整理して記述 第5章2(10)
全般事項	各種意見も反映されてきたので、全体を等して、基本計画の文案としてふさわしいように、記述の整理を行うこと。	整理して記述